

大津市立真野北小学校ほかアスベスト調査業務 仕様書

1 委託業務名 大津市立真野北小学校ほかアスベスト調査業務

2 業務の目的

長寿命化改良等工事及びトイレ改修工事を翌年度以降に予定している学校について、事前調査として建材中のアスベスト含有の有無及び含有率について分析調査を行うことにより、工事の際にアスベストが飛散するリスクを未然に防ぐとともに、適切な撤去や処理を行うことを目的とする。

3 業務の内容等

- (1) 大気汚染防止法施行規則第16条の5第1号の規定により、設計図書その他の書面による調査及び特定建築材料の有無の目視による調査を行うこと。
- (2) 大気汚染防止法施行規則第16条の5第2号の規定により、建材中のアスベスト含有の有無及び含有率について分析調査を実施すること。また、分析調査の実施に当たり、受託者が試料の採取・分析・報告を行うこと。
- (3) 大気汚染防止法施行規則第16条の8第1項の規定により、本業務における調査結果の記録の作成を行うこと。
- (4) 当該委託業務において次に掲げる区分に応じ、それぞれ定める者を配置すること。

ア 作業責任者 一般建築物石綿含有建材調査者若しくは特定建築物石綿含有建材調査者の資格を有する者又は令和5年9月30日以前に一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録され、調査を行う時点においても引き続き同協会に登録されている者

イ 作業員 石綿作業主任者の資格を有する者

ウ 調査分析者 公益社団法人日本作業環境測定協会石綿分析技術評価事業のカテゴリー1のうち、評価区分1における合格認定分析技術者及び評価区分3におけるAランク認定分析技術者

4 履行期限

令和7年9月30日

5 調査箇所及び対象検体数

- (1) 別紙1「調査対象場所一覧」及び別紙2「場所別調査建材一覧」のとおり
- (2) 定性分析の結果により、定量分析の対象検体数について別紙1に示す数量から増減が生じた場合には、本市と協議を行い、必要に応じて対象検体数を変更した上で、契約金額を変更する変更契約を行うものとする。
- (3) 別紙1及び別紙2に示す調査建材以外に下地調整材が確認された場合、

受託者は速やかに市へ報告し、協議すること。これにより対象検体数が増加するときは、契約金額を変更する変更契約を行うものとする。

(4) その他不明点については本市と協議すること。

6 調査方法

JIS A 1481（建材製品中のアスベスト含有率測定法）による定性分析及び定量分析

7 成果物

- ・ 分析結果報告書（A4 判サイズ） 2 部

※調査箇所が分かる位置図及び写真を添付すること。

- ・ 上記書類に係る電子データ（Microsoft Word、Microsoft Excel 又は Jw. CAD とその Adobe PDF）を記録した CD-R 又は DVD-R

※電子データについてはウイルス対策等の措置を講じること。

8 費用の負担

調査に係る費用は全て受託者が負担すること（高所作業車、ローリングタワー等が必要になった場合、これらについても受託者の負担とする。）。

9 適用法令

- ・ 大気汚染防止法
- ・ 労働安全衛生法
- ・ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律
- ・ 石綿障害予防規則
- ・ その他関係法令、規則、通達等

10 その他

- ・ 当初契約時においては、定性分析及び定量分析について、それぞれ別紙 1 及び別紙 2 に示す検体数を対象とすること。
- ・ 試料の採取後は、現況の機能を損なわない程度の補修をすること。
- ・ 業務遂行に当たり疑義が生じた場合は市と協議し指示に従うこと。
- ・ 分析調査及び結果の速報の報告は令和 7 年 8 月 30 日までにを行うこと。
- ・ 成果物は履行期限内に提出すること。
- ・ 現地における調査及び採取等の作業については、原則として夏季休業期間中の平日に行うものとする（なお、各校において閉校期間があるため留意すること。）。ただし、当該期間中に現地における作業の終了が見込めない場合は、別途協議して定めるものとする。加えて、現地確認や作業に入る際には、受託者において事前に学校に連絡し、日程調整を行うこと。